

## 第3回 鳥取市同和対策審議会 会議録

1. 日時：平成22年4月26日（月）午後1時30分～3時20分

2. 場所：鳥取市役所4階第3会議室

3. 出席者

会長：池原範雄

副会長：池本道子

委員：一盛真委員、池沢知一委員、坂根政代委員、薛幸夫委員、

田中佳代子委員、林田廸子委員、松井満洲男委員、森田孝明委員、

浅井隆夫委員、徳本秀雄委員、今度珠美委員、

（欠席委員：加賀田さゆり委員、高橋淳委員）

事務局：人権政策監、人権推進課長、人権推進課長補佐、人権推進課主査、

人権推進課係長、人権推進課主幹、人権推進課主任、人権推進課主事

4. 会議事項

・開会

・あいさつ

・審議

議題「鳥取市における部落差別をはじめあらゆる差別をなくする条例」の見直しについて

・事務局

ただいまより3回目の審議会を始めさせていただきます。会長よりご挨拶をお願いいたします

・会長

本日は初夏を思わせる陽気となりました。本日は大変忙しい時期ではありますがよろしくお願いいたします。さて、昨年11月12日に本審議会へ市長から諮問を受けて、委員のみなさまには慎重審議していただいているところです。前回1月29日の審議会では、委員の皆様からさまざまなお立場でたくさん貴重なご意見をいただき、一定の方向性が出され、ようやく審議に入る前のスタートラインについたかなと感じているところです。本日は、第3回の審議会ということになりますが、前回の審議で出された方向について、整理して、条例改正の方向について確認を行いたいと考えておりますので、よろしくお願ひいたします。それでは、事務局より説明をおねがいいたします。

・事務局

委員のみなさまには、大変お世話になっています。審議の前に事務局より説明させていただきます。第1回、第2回と各委員のみなさまには、それぞれの立場から貴重なご意見をいただきありがとうございました。第3回の審議に入ります前に、2点ほど整理あるいは

確認をさせていただきたいと思います。

1点目は、諮問の意図についてあります。現在の条例には、「同和問題の早期解決を図るため同和対策総合計画を策定するものとする」と規定されていますが、このたびの条例改正については、個別の人権課題について記述するということではなく、あらゆる人権課題解決のために取り組んでいくという方針立ての条例としていきたいということです。また、平成19年に本市が取り組む人権施策についての基本的な考え方や方向性を定めた「鳥取市人権施策基本方針」を策定したところですが、人権施策を推進するための基本となる人権条例としていきたいという諮問をさせていただいたつもりであります。

2点目は、前回の審議会で、ある程度の方向性が出されたのではないかと思っておりますが、このことについて、再確認していただきたいと思います。「個別の差別解消を目指した条例としていくのか、人権尊重社会の実現を目指した条例としていくのか」についてであります。今回各委員のみなさまに諮問させていただいた意図は、市民と行政がさまざまな人権課題の解決に取り組んでいこうとする場合、その取り組みの基本となる条例は、やはり、「人権が尊重される社会の実現に向けて」という視点が必要で、その視点でこの条例を作り上げていきたいと考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

・会長

ただいま、事務局から説明がありましたが、前回の審議会で一定の方向性がだされたものと認識しております。したがって、「人権が尊重される社会の実現に向けて」という視点で条例を改正していく。改正するにあたっては、あらゆる人権課題解決のために取り組んでいくという位置づけの条例としていく。という方向で、まとめさせていただいてよろしいでしょうか。みなさんの方からご意見を伺いたいと思います。

・F委員

会長が言われた人権課題を解決するための条例ということで異議があるわけではありませんが、事務局の提案にあった人権全般の記述にして「個別の課題については記述しない」といったようなことは前回の確認事項ではなかったと思いますし、そのようなことまで諮問の意図に入っているとは受け止めていません。それなのに事務局からなぜそのように提案されるのか説明していただきたい。それから、確認事項として事務局が言われた「個別の差別解消を目指した条例としていくのか、人権尊重社会の実現を目指した条例としていくのか」ということについては、人権尊重社会を目指すということについては、前回の確認事項です。しかし、それを対比させるものではないと思う。人権尊重を目指すために、反差別ということできまざまな課題とどう関連したり整理したりしていくのかということが、今度の条例に具体的に落とすときに問われているのではないかということで、この前は終わったと私は思っているので、先ほどの説明の意図がよくわかりませんでしたのでもう一度説明をお願いしたい。

・会長

前回も、それぞれの人権課題を具体的にしていくための根拠となる条例づくりが重要で

はないかといったお話をあったかと思いますが、先ほどの説明をもう一度くわしくお願ひします。

・事務局

個別の課題については、記述をしないと申し上げたのですが、諮問の趣旨として説明したものでございます。前回、そういう結論にはいたっていませんが、事務局として諮問の意図はこうだと考えているものです。個別課題をどう解決していくかということについても、条例には記述していくことにならないものと思っています。ただ、そういったことについてもご意見をいただけたらと思っています。

・会長

そのほかの委員さんのご意見を。

・C 委員

質問を 2 点。第 4 次同和対策総合計画の中に、特別対策から一般対策へ移行していく、そして、第 5 次同和対策総合計画は策定せずに、第 9 次鳥取市総合計画の中で取り組んでいくのが適切だと記述されている。既成事実が先行して、外堀を埋められたような中で審議を進められているような気がするということを前回も申し上げた。もうすでに第 4 条が形骸化されているということに問題意識を感じます。それから、今説明のあった、条例だから個別具体的なところは記述しない、人権尊重という極めて抽象的な文言にしてしまうということのようですが、しかしそれは、今後に禍根をのこすのではないかでしょうか。人権尊重社会をめざしていくというのは、もちろん異論はないのですが、やはり人権侵害の結果としてある差別の現実を軽視して、人権尊重という総論的なことで、本当に問題解決になるかということを危惧する。やはり、条例の中には個別具体的なことを、解釈の違いでどうにでもなるようなことではなく、きっちと位置付けておくことが必要だと思う。そこで、事務局にお尋ねします。最近、いろんな人権課題が増えてきて、それらにすべて対応していくかなくてはならない状況というのはわかるのですが、そういう状況に対して、個別の問題をきめ細かく解決していくことを目指しているのか、あるいは抽象的な問題にして個別具体的なところは後退していくというような方向を目指しているのではないかと危惧している。事務局が考えている方が、個別具体的な課題の解決のために効果的だという判断なのでしょうか。

・会長

事務局の考え方を。

・事務局

個別の課題についての取り組みは、鳥取市人権施策基本方針に記述しており、市はこの方針に基づき、人権尊重都市の実現を目指すということとしている。個別の課題に取り組まないとか、後退するということではありません。

・会長

その他の委員さんで。

・F 委員

私の質問に対して、事務局の方で諮問の趣旨にてらしてと言われましたが、記述するかしないかはこの審議会で決めることだと思う。記述するかしないかは、審議会委員に任せてももらえたらいと思います。

・会長

今の意見について事務局の方で。

・事務局

委員のみなさんで意見を出し合っていただきたい。

・会長

他の委員の皆さんのご意見を。

・I 委員

大切な人権の条例であるのに、私には先を急いでいるように見える。外堀から埋めてかかるのか、中から声を発していくのかということなので、今まで 2 回の審議や資料をいただき、議事録をよませていただく中で、私が思えてきたのは、大事な人権条例であるからこそ、審議会の委員で、人権についての内容を多少時間がかかるでもしっかりと審議すべきでないかと思う。今現在の条例を読んでも、形だけは整っているが、きちんと示すものが見えていないような気がする。各論の部分をもっと取り組むという姿勢をみせないといけないと思う。先ほど説明のあった人権施策の条例について中身はよく分からぬが、とりくむべき人権問題をきちんと示していかなければ、中身がみえてこないのではないか。条例のネーミングは別として、条例の中にきちんとした個々の人権問題はあげるべきではないか。あらゆる人権問題を定義として示すことも必要だと思うし、部落差別というものが根本的に解決されたかというとそうではなく、一般市民の意識の中でもまだまだ半数は部落差別に対しては、表と裏の考え方方が見え隠れしているのが現実ではないかと思う。部落差別についても定義の中であつかつてもらえるかどうかは、今後の議論でわからないが、個々の差別をあげるべきではないかと思う。そうしないと条例がぼやけてしまうのではないかでしようか。

・会長

その他の委員の皆さん。

・C 委員

さきほどの第 4 次同和対策総合計画の策定にあたり、事務局の方から 6 回にわたる審議会を経て答申が出され、パブコメを実施して策定されたものだと説明があった。さきほど申しましたが、第 5 次同和対策総合計画はつくらないとなっている。第 4 次総合計画を審議された審議会のみなさんが、了解されたのかどうかを聞きたい。答申どおりなのか、あるいは答申は答申として意見は聞きおき、具体的な政策は当局で決められたのか。審議会の答申の尊重の度合いにも絡んでくると思うが。

・事務局

第4次の計画を作る段階で、第5次の計画をどうするかといったところまでは審議していただいている。

・C委員

行政の方で、第5次は作成しないということを決めたのか。

・事務局

このたびの諮問に記載してある内容についてのことですか。

・C委員

今回の見直しに関連する道筋として、第5次同和対策総合計画はつくらない。このたびの第9次鳥取市総合計画の中でとりくんでいくということが明記されている。

・事務局

諮問の意図につきましては、先ほど説明しましたが、今現在の条例が、あらゆる差別をなくすということで部落差別だけではなく、あらゆる差別をなくすることとはなっているが、具体的な人権課題については第4条2項で同和対策総合計画を策定するものとすると規定されており、個別の人権課題については同和問題だけを中心的に取り組むといった内容の条例になっている。これにつきまして、諮問の意図としては、特別対策から一般対策への移行ということで、同和問題からあらゆる人権課題に広げた、方針立ての条例としていきたいということです。個別の課題を羅列するものではなく、あらゆる人権課題に対応できるものにしていきたい。

・会長

諮問の意図について説明がありました。その他の委員さんで。

・G委員

われわれは同和対策審議会ということで受けている。今度は第5次をだしていくのか、それとも鳥取市人権施策基本方針に基づいた人権対策総合計画なのか、その辺がよく分からぬのですが。

・事務局

前回の審議を踏まえて事務局が説明させていただいたのは、今までの審議会で、個別具体的な差別をなくすするような条例にするのか、人権という感覚を持ったような条例にしてそれを持つことによってあらゆる差別がなくなっていくような1つの題材として条例をつくっていくのかといったことが、第1回、第2回の審議会で論議されたと事務局としては理解しています。そのことを踏まえた中で、事務局としては、さまざまあらゆる差別を解消するための人権という認識を市民に持っていただくような条例にしていきたいということで、諮問の意図を説明させていただいたところです。さきほど、F委員がおっしゃったように前回の時に確かに人権ということを踏まえて、人権課題を具体的にしていくための根拠となる条例をつくりていきましょうということで、ある程度皆さんのが理解されたけど、そういう方向で各団体が持ち帰られて意思確認ということで2回目の終わるときにご提案いただいたものと思っている。ですから委員の皆さんのが、個別具体的なとらえ方を明

記した条例としていくのか、もう一つは人権という感覚で物事をとらえたうえで、具体的な中身は、個別具体的の実施計画あるいは基本計画で進めていくような条例はどうでしょうかということで提案があったものと事務局は理解しています。事務局としては、人権が尊重される鳥取市という視点での条例とし、各個別の差別の問題はそれぞれが具体的な施策でやっていくという考え方でどうでしょうかという提案をさせていただいた。諮問の意味のことについて。それから、先ほどのC委員のおっしゃられた中で、第4次の中で第5次はつくらないということは記載していません。ただ、特別対策から一般対策へ移行して総合計画を推進していくという内容になっている。第5次を作るか作らないかということについては、条例に規定されると作らなくてはならない。鳥取市としては特別対策から一般対策へ移行した中で、同和行政は第9次総合計画にきちんと位置付けて実施していくというのがこのたびの諮問の意図です。ですから、G委員がもともとこの会は同和対策審議会ではないかとおっしゃられたが、同和問題や人権問題に関する審議会というのは、鳥取市にはこの同和対策審議会しかありませんので、これを運用、活用させていただいて、この条例を見直していきたいという真意で、各委員のみなさまへ諮問させていただいたものです。事務局の言い方が、同和行政を一切しないといった印象づけたことがあったかもしれませんのが、今後も同和問題に関わっては実質的にはきっとやっていくという考え方ですということをご理解いただきたい。

・G委員

よくわかりましたが、これまで、あいまいでもやもやしていた。一般対策になったのだからということはわかるけど、同和問題というのは一番根っこなんで、どうかなという懸念がある。同和問題が一番根っこにあって、障がい者差別とか、いろいろな差別を考える。それはなぜかというと形は違うけども差別の原点は同じだから。でも、太い幹というのは同和問題。これまで何年間もやってきた。法律がかわるからどうかという問題ではない。

・C委員

先ほどの発言を訂正させていただきます。同和対策総合計画ではなく、同和対策まちづくり計画を策定しないということが明記されており、少し混同して間違えていましたので訂正します。

・会長

B委員、D委員、何か意見がありましたら。

・D委員

人権施策基本方針の中に、確かに、課題に対する活動であるとか、それぞれの課題について細かく記述されている。要は、混乱しているのは、あらゆる差別という視点での現在の条例を、人権意識の高揚というところにもっていくのにみなさんの理解が難しいという感じがしていますが、もし、人権という視点にたった条例にした場合は、人権施策基本方針が実効あるものにできるような条例にならなければならない。私は、人権施策基本方針は鳥取市におけるあらゆる人権問題の憲法であると思う。同和問題をはじめとなっている

が、基本方針の中にもあらゆる人権課題について記述してありますので、そのことをみんながもっと認識できるような条例を考えたらと思います。

・B 委員

今、市人教の中で様々な課題があつて、学校教育における人権教育で同和問題がやや希薄になりつつあるというのを危惧している。今は同和対策審議会ですが、名称がかわるとなるとどこで同和問題の解決の歯止めをするのか気になるところ。条例の中にも、そういった文言の中に残しておきたいという感じがします。

・会長

今の総合計画、基本方針に盛られている内容は間違いではないし大事なことだと思うが、確たる成果が目に見えてあがっていないのも事実。啓発の仕方、今後の取り組みの在り方も考えていかなくてはならない。A 委員さん、このあたりで何か。

・A 委員

今まで、一般施策で解消していくというトーンが強すぎたので、同和問題をどうするのかということに各委員が不安を感じているのだと思います。19 年度の鳥取市人権施策基本方針に基づいた大きな条例が最初にあって、かつ個別課題に対応するような施策を行える条例をつくるっていく。そのことを、基本条例の中に書いていく。基本条例の中に個別課題を書くと煩雑になるので、鳥取市の現状、必要に応じて、個別課題に対する条文をつくるという文言を入れるというので良いのではないかと思うのですがどうでしょうか。

・F 委員

A 委員の提案は一案だと思いますけど、さきほど、事務局が記述まではと言われたところで、私が危惧するのは、そこまで事務局がなぜこの審議に制限を与えるのかわからない。なぜかというと、私たちは諮詢をされたのですが、記述をしないのかするのかは、この審議内容に係る問題だと思う。それから、先ほど事務局が言われましたように、また A 委員の話ともつながりますけども、前回の話のなかで、私も提案させていただいたが、人権基本条例をつくる、それぞれの差別や人権課題に対応する条例を作成するべきではないか。人権施策基本方針があるから条例をつくるのではなくて、条例は、鳥取市が人権や課題に対してどのような姿勢を示していくのか、何を目指していくのかということを示すものですから、本来なら条例に基づいてさまざまな基本方針が作られ施策が打たれるという感じになると思う。ですけど、人権施策基本方針にあわせてということになるから、それは逆でしょうという話になる。そのような議論をしながら、そのような状況の中で、諮詢については人権施策でという話があり、人権基本条例を作りその下に個別条例を作るというのは、今の状況ではなかなか難しいということも出されまして、それから不安材料としてだされたのは、市民がとらえている人権というのは何かということも不確かではないかということで、これも課題として上げられたと思う。それらを考えたときに、人権や個別の課題をどうとらえていくのかということを具体的な条例改正の文言にどうおとしていくのか

ということで整理していくということだったと思います。記述をするかしないかということは、今までの流れから言うと、新たに出された提案で、その提案の内容は審議会で審議していくべき問題ではないかということを確認したい。A 委員が言われたように、一条を設けて、さまざまな対応ができるという方法もあれば、きちんと明記した方がよいという問題も出てくるかもしれないと思ったものですから、意見を言わせていただいた。

・会長

ありがとうございました。よくわかりました。

・事務局

今、新たな人権問題は非常に広がっている。最近では、インターネットの問題とか、市の人権施策基本方針にも記述されていないものもある。個別な課題をのせるとなると、条例で対応できないということになる。条例というものは、頻繁に改正するというものではありませんので、個別の課題を載せるのではなく、すべての人権問題を対象とするような基本的な条例にしたいと考えています。

・事務局

F 委員が言われるように、私たち事務局が制限を加えるものではありませんし、この場で審議していただければと思います。先ほど言われたように、これはいれるべきだ、根幹にかかる問題だというのは、具体的に表現をつくっていただくときに論議していただけたらと思います。事務局が急いでさせているようなイメージをいだいておられるかもしれません、事務局としては 3 回目になってくるので、ある程度具体的な審議に入っていただきたいという気持ちが前に出すぎていると理解していただけたらと思います。前回の審議で、条例の中身の方向性としては、個別的な各差別をなくする条例というよりも人権的な問題を中心とした中にさまざまな差別というのも表現できる部分でやっていけたらと考えていますので、そのことを踏まえた人権条例になるようなスタンスにもっていけたらと思っています。あれを書くとか、これを書かないとか、何もしないということではありませんので、十分に論議していただきたい。決して、事務局が制限しているわけではありません。

・事務局

それからもう 1 点。人権課題をなくしていく方法として 2 通りあると思う。一つは、差別をなくしていくと差別から入る方法、もう一つは、人権から入っていく方法。市民一人ひとりが人権意識を高めていく、そういった人権の視点から差別がなくなり解消していくという二通りあると思う。市民の人権意識を高めていくということになれば、やはり、人権尊重としての条例がいいのではないかと思う。

・J 委員

基礎となるのは人権。人権という基礎があって、その周りにいろいろな要素を肉付けしていくということが基本なのではと思う。肉付けしていくものが、同和問題とか、差別、人権侵害とかいろいろありますが、その要素となるものは、絶対同列で同じボリュームで

あるはずがない。人権という基礎の肉づけのボリュームに、鳥取の現状に即してボリュームを考えていくという構図を作っていくべきだと思う。一番基礎となるのは人に与えられている権利を守っていくということが大前提、そこに鳥取の現状に即したいろんな問題を書いて作り上げていくべきだと思う。

・N 委員

今日の事務局の説明でよくわかりました。先ほど言われたように、人権が守られて、部落差別はなくなっていく部分はあると思う。ただ、部落差別はなくなったわけではなく實際残っている。そういうことを考えれば、同和対策審議会は別の形で残って、部落問題に対して関与していくという形をとればいいですし、女性差別であれば女性差別の審議会でそういうことに関与していくと、大きな条例のもとにそれぞれの部門を作っていていいのかなと思いました。

・H 委員

意識を変える啓発するということは、簡単に言われるようですが、ちょっと問題がある。安心した生活や幸せな生活が保たれていれば、もちろん自分を大切にするし、他人も大切にする余裕ができる。啓発一本ですいぶん鳥取の同和教育は間違っていたのではないか。間違っていたからいつまでもずるずると尾を引いている。そのへんの功罪をきちっと清算し、次へのステップアップの意味で、やるべきではないか。私は基本的には、事務局の提案に文句なしに賛成だ。

・I 委員

頭の中を整理する中で、このたびは条例の見直しとなっているが、今ある条例そのものがベースとして見直しするものと考えてよろしいのか。

・事務局

全部改正もありうるということです。

・I 委員

条例の名称の変更もありうるのか。

・事務局

名称の変更もありうる。

・I 委員

そうなると、全面的に変更となると大変な労力だと思うので、今の条例をベースにした変更が大切ではないかと思う。部落差別という固有の差別に特化したようなという言い方をしておられる場合もあるが、急変した今の社会のなかで、いろんな人権侵害や差別が起きている。だとしたら、そういう差別も含めてということで、一つの人権のくくりの中に、部落差別やいろんな差別が含まれているという考え方で進めていくというはどうか。

・事務局

すべての人権課題に対応した視点でということです。

・I 委員

ただ、鳥取市における部落差別をはじめという条例の名称を残すか残さないかということについては、今議論になることと思う。条例の内容については、現条例をベースに肉付けして見直ししていくべきことで、一番焦点となるのは、条例の名称を人権にするのか部落差別をいれてあらゆる差別とするのか、それによって大きく考え方が変わってくるのではないかと思うがどうでしょうか。

・G 委員

条例の見直しについての意見をまとめたものに、皆さんいろいろな意見が書いてあって、これを読みながら淘汰していくべき、何とか意見がまとまるのではないか。名称を鳥取市人権尊重のまちづくり条例とした方がよいという意見が多数あるし、平和という言葉を入れておられる委員もある。部落差別を人権問題に置き換えたほうがいいという意見も多くある。皆さんの意見をもとに進めていただければ何とかまとまるのではないか。

・会長

条例の見直しが諮問されている。もう一度見直して足りないもの、不適切な内容を改めて、見直ししていくというのが趣旨だと思う。全面的に改正していくというのは時間的に無理だと思う。条例や基本方針を読んでも改めなくてはならない内容があると思う。次回は、そういうことを委員の皆さんが出しあって一つの方向性を見出したいと思う。

・D 委員

だいたい意見は自由にだしていただいた、その中にも全面改正やいろいろあった。今、事務局の方から提案があった。事務局の方から、案をだしてもらって、議論するはどうか。

・G 委員

やはり、たたき台がないと、意見はすすまないのではないか。先ほどの委員と同じ意見だ。

・事務局

たたき台をということですが、本日はまだ、文章化していないので、次回お示しさせていただきたい。

・H 委員

たたき台を出して進めるやり方は、あまり賛成できない。前回、部落差別に関わるいろんな問題がたくさん出ているという意見が出ましたが、はつきりそれを知りたいという意見も強かった。そう思えないという意見もありましたが。そういうことを聞かせていただきたいという意見もあったと思います。皆さんにお図りしたいのですが、部落解放同盟とは違う運動体の意見も聞いていただきたい。180度意見が違う。鳥取は部落解放同盟のがんばりがすごくて、部落解放同盟の主義主張がそのまま通っている。同和教育でも、同和施策でも、それで進んできた。功績、功罪があるわけです。ただ、違った考え方もあるわけですから。わたしの同和教育の授業では部落差別を出してこなかった。子どもたちの日常の生活の中には、あだ名から始まって、強い、弱い、特別教室など人をやっつけるの

にそういう言葉を使って、日常的に人権侵害があふれている。子どもたち自身が問題意識をもって、問題を提起して、時間をかけて話し合って解決していく、解決への協力のプロセスが大変な勉強になり、1年かかるもいいのではないかでしょうか。ようやくそんな中で、どのようなことが人間社会で正しいか、人としての価値観を身につけていくのではないかでしょうか。市報のシリーズ@じんけんに部落問題を取り上げて何の意図があるのかわからない。部落問題に関わる結婚の仲人を教え子に頼まれて、6回ほどしました。両者が徹底的に話し合いをして、本当にいい結婚が成立しましたし、今でも幸せに暮らしています。簡単に、教師が教えれば子どもはわかる、価値観に関わるようなことを教えて身につくものではないと思う。部落差別を勉強すれば人権意識がついて差別解決にもという事は幻想ではないかと思います。私はそういう取組をしてきました。私なりに自信があります。新しい差別、人権侵害が出てくるとおっしゃっていました。そういうのにもきっちり対応できる、正しく行動できる人間をつくることが大事ではないか。そういうことを考えますと、個別の云々をいれるという事は反対です。事務局が出ておられる、基本法的なものが鳥取市では今までなかったような気がします。学校教育の場でも。行政と市民とおっしゃるが、部落問題を市民が100%主導権を握ってやったという会があるのでしょうか。町内会でやっていますが、ビデオを見ての話し合いに終始していますが、そういう事でいいのかと疑問に思っています。ですから、今がチャンスだと思う。ただ、8月までに云々というのはもってのほか。県でも二、三年かけてやっている。大阪でも何年もかけてやった。あまり早くたたき台を出してほしくないと思います。

#### ・事務局

行政に対するご意見をいただいたと理解しました。行政としては同和問題に対しては、必要に基づいて積極的にやってきた。いろいろな立場で御意見があろうと思いますが、それを否定するものではありません。ただ、行政としては必要に基づいてやってきたものであります。それから団体的な問題でご意見がありましたら、申し訳ないですが、パブリックコメントで御意見をいただきたい。小地域懇談会のやり方についても御意見いただいたのですが、むしろ行政と地域が連携し、主体性をもって小地域懇談会、あるいは市の大きな推進母体である鳥取市人権教育協議会についても、推進員が日々研修しながら市民のニーズに合わせて進めているところです。

#### ・J委員

今の子どもたちの人権意識は高まっているとは決して思えない。むしろ陰湿になっている。今の子どもたちは口に出して言わないが、目に見えないところで例えばインターネット上で、陰湿な場所で差別発言している。人権侵害を行っています。そういう子どもたちに対して人権教育ができているかと言いますと、教員も対応が追いつかない状況になってきています。子どもたちの方がはるかに知識を持っていて、たけています。潜在的であればあるほど対応が遅れますし、対処が難しい。それに周りがついていけてない現状があるということを皆さんに知っていただきたいと思います。昔よりも、今の子どもたちや保護

者の人権意識が高まっていることは決してない。今の方が教育は難しくなっています。

・C 委員

各委員の発言の言葉尻をとらえて批判しようとする意図はないのですが、先ほどの部落解放同盟の運動をやりすぎてという意見で、委員の部落問題に対する基本認識がここにあるのだと思う。被害者が差別をなくしてほしいという切実な思いで、いろいろなことを要求するのはあたりまえのことだと思います。差別がないのに言っているわけではない。現実に差別があるから言っているのに。意見や要求を出すのにやりすぎということはない。基本認識を改めてもらいたいです。もうひとつの団体とは、同和問題はないという前提のところから始まっているから、そこから出発している人の意見を聞いても参考にはならない。解決への道の妨害に他ならない。人権問題を解決するうえでは、個別具体的な課題にきちんと向き合って、この差別は社会的性格を持ち、どんな課題があるかという事を、向き合って、具体的に検証してやっていかないと解決にならない。私は、障がいのある人の問題においても、身体的、精神的な障がいもあり、それぞれに課題が違う。抽象的な人権尊重という啓発的なことだけで問題解決は簡単でないと思う。やはり個別具体的にしっかりと向き合って、効果的な対策がないと問題解決しないと思う。人権尊重には誰も異論はない。しかし、個別具体的になると、総論賛成各論反対もでてくる。それをどう克服するかが大事だと思う。部落問題の社会的な解決は、複雑な絡み合った問題があると思う。特別対策というと抵抗を感じられるかもしれないが、どの人権も大事だから部落差別と同列にしてしまうということは、逆に差別だと思う。それぞれの問題が抱える特性に合わせた対策をしていくことが必要。そういうものを条例の中にきちんと位置付けておくことが必要。人権施策基本方針は行政当局が作文できる問題。条例というのは審議会での審議を経て改正していくという手続きの問題がある。基本方針や施策は行政の都合でどうにでも変えられる。解釈によってどうにでも変わっていくものではなく、条例こそ煩雑であっても大事な課題はきちんと位置付けることが必要だ。

・F 委員

H 委員の意見は、第 1 回審議会意見の再発。部落差別はあるという前提にたって、現在の条例をどのように見直すのか進めていくかということでスタートしていると認識している。それは合意形成できたと思う。ただ、なぜ差別がなくならなかつたのかというところで、振り返っていく必要はあるが、この条例の中でどう位置付けていくかを問題視していくということだったと思う。当事者がこれはおかしいと訴えながらやってきて、課題解決が進展してきているが、それは解放同盟ががんばったからとか強かったからという評価ではない。当事者であるがゆえに痛みを訴えてきた。痛みを訴えてきたというのは、差別されて痛いだけではなく、この差別がどこから生まれたのかどうしたらいいのかとともに訴えてきた。私たちは部落問題や同和問題というときに、差別の現実から深く学ぶということで、差別に人の権利がどうかかわってきたのかということを問題にしてきたと思う。ですから、差別はあるという前提で議論を進めていきたい。

・H 委員

8月末が目標ということですが。

・事務局

事務局としての目標は8月ですが、それにこだわるものではない。

・H 委員

解放同盟がやりすぎという表現は適切ではなかった。考え方の違う人が鳥取市にそだつてきていたら、より吟味して差別をなくする方向にプラスになっていたのではないかという意見です。もうひとつの団体は昨年度、全国大会を鳥取で行った。目標はひとつだが、手法はちがう。

・会長

部落差別は根が固い。岩盤のように。しかし、小さな雨雲でも長い年月をかけて少しづつ碎いていく。新しい施策を探し求めていかなければならない。皆さんからさまざまな意見がありましたが、ねらっているものは共通のものと理解している。今後は具体的なたき台を事務局に作成していただきて、審議を深めていただきたい。そういう方向をとらせていただいてよいか。

・G 委員

一人ひとりが人権の種をまいて育てる一粒のレストランという取り組みを湖南地区で実施している。人権ネットというものを作っている。地区民に呼び掛けて、一人暮らしとか、社会弱者の方のために、隣保館に米や野菜をもってあつまり、ごちそうする人もボランティアで、配る人もボランティアで実施している。

・D 委員

同和問題と他の問題と同列は心配との話があったが、人権施策基本方針を策定する際に同列でという意識で議論はしなかった。部落問題は、本質的に異なる。部落問題を学ぶことによりいろんな人権問題に気付いてきたという発想で議論をし、不十分だけど基本方針の中にいれた。時代の要請により見直しをすることとなっている。行政が一方的につくったものではない。パブリックコメントにもかけられている。

・E 委員

遅れてきたので全体的な状況がつかめていないのですが。条例の見直しなのですよね。ということは、この条例内容を個別逐次的にどのように変えるのかという話なのか、それとも全体的な理念をどのような方向にもっていこうかという話なのか。どちらなのか。

・事務局

人権尊重という視点から見直したらということです。それについては、現在ある条例を基にということにはとらわれずに、全部改正もありうる。

・E 委員

根本から見直そうということですか。

・事務局

そういう意見でまとめれば。現在の条例をある程度たたき台にしながら、次回は先ほど会長からもありましたが、条例の素案を事務局で作成し、その内容については、人権的なことを基本理念にしながら、その中に個別具体的なものを網羅したような内容で素案を次回お示ししたい。

・E 委員

第2回は欠席したが第1回の時に冒頭の文言を修正するように提案したが、そういったことは踏まえられているのか。

・事務局

現在は、具体的にそこまで踏み込んではいません。今日の第3回である程度の方向性をだしていただきて、素案を事務局で作成し、次回示していくということになった。

・E 委員

根本的に全部見直す方向なのか。

・会長

今後の審議によってはそういう方向に進むこともありうるということです。今日は何とかスタートラインに立ったところ。

・E 委員

今日3回目でスタートラインですか？遅れてきてこんなことを言って申し訳ないのですが。

・N 委員

今後の見通しですが、この会で議論されたことを検討されて、事務局である程度最終的にはまとめるのか、それとも一致意見が出るまで審議を重ねて最終意見をまとめるのか、どのような見通しで進むのか。

・事務局

たたき台を見ていただきて、それぞれご意見を出していただき、その中でまとめたものについて答申をだしていただき、答申を尊重して条例案を作成しパブリックコメントにかけ、最終的に議会の議決承認ということになる。

・A 委員

審議会委員の意見で認識の違いというものが今日ははっきり出てきたと思う。要するに同和問題とあらゆる差別、同和問題が分かれればすべての問題に通じるという問題の立て方の議論から、今回は人権という問題から個別の問題に対応できるように変えていこうという転換期にあるのでは。この2つの意見に一致点が出ていない。同和論で行けるという方もいれば、人権論で問題を立てていき、その中で個別具体的な問題をきちんと組み込んでいくという意見もあれば、人権でひとまずおいておけばいいのではないかという意見の差や幅がある。構造としては、同和あらゆる差別論から人権個別差別論、人権論と3つぐらいの意見で大きな差がある。部落差別なし論まで出ましたからそれも入れると4つの意見がある。事務局でたたき台をだしても、次回も同じような議論になるのではと危惧する。

ただ、皆さんのお意見はこれで出尽くしたかなと思う。今後は意見の違いは出し合はず、争点をめぐっての意見交換でいいのではないか。

・L 委員

さきほど回数のことがありましたが、一定の方向でということが難しいということを踏まえたときに、ある程度の方向をまとめるということで進めていく方がいいと感じている。F 委員から、諮問を付託された委員なので記述については審議会委員に任せてもらえるかとあったが、事務局で作られたたたき台は修正していくことは可能か。

・事務局

たたき台なので審議で変更していくことになる。

・会長

素案ですので、これをもとにしっかり議論していきたいと考えている。委員からいろいろな意見が出されたが、事務局にはこれらを踏まえて素案を作成していただきたい。時間がかなり経過しました。本日は熱気にあふれた議論でうれしく感じている。

・H 委員

解放同盟を攻撃したのではない。ただ、ちがった考え方もあるということを聞いてほしい。市の方もきかれたことがないのではないか。ちがった団体の考え方も聞いてみられたくないですか。

・J 委員

私たちの審議にはあまり時間的余裕がない。今日はすでに第3回です。A 委員がまとめられたように、今あたりから輪郭をきっちりしていくことが大前提ではないか。私たちが、形をまずつくっていくことを先に進めていくことが必要でないか。

・I 委員

私がいろいろな団体とつきあう中で、現実に差別は残っている。結婚差別が。差別すること自体が人権問題。同和対策事業と部落差別をイコールに考えるのではなく、なぜ同和対策事業があったのかということを考えていただく必要があるのではないか。

・会長

以上で今日の審議会は終わりたいと思います。先ほど申しましたように、今日出ましたみなさんのご意向、考え、要望などを踏まえて素案を作っていただき、次回、議論を深める方向で進めていきたいので、ご了解いただきたい。

・A 委員

素案を作成するときに、前回出した条文に対する修正意見を参考にしていただきたい。・会長

次回は6月下旬か7月上旬ということです。それでは長時間ありがとうございました。